



# 和歌山県報

発行 和歌山県  
和歌山市小松原通一丁目1番地  
毎週火、金曜日発行  
定価(送料共)1か月2,200円

## 目次

### ○ 告示

- 1123 地籍調査の成果の認証 (地域振興課)
- 1124 " ( " )
- 1125 " ( " )
- 1126 " ( " )
- 1127 " ( " )
- 1128 計画型地理情報システムWeb-GIS機能追加並びに計画型地理情報システムの運用支援及び保守業務委託に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等 (情報システム課)
- 1129 生活保護法による指定医療機関の廃止 (福祉保健総務課)
- 1130 生活保護法による医療機関の指定 ( " )
- 1131 生活保護法による介護機関の指定 ( " )
- 1132 介護保険法による指定調査機関の名称変更 (長寿社会推進課)
- 1133 道路の区域変更 (道路保全課)
- 1134 新道路の供用開始等 ( " )
- 1135 公有水面埋立て工事のしゅん功認可 (漁港課)

### ○ 公告

- 入札公告 (情報システム課)
- 開発行為の工事の完了 (都市政策課)

### ○ 監査公表

- 監査公表第24号
- 監査公表第25号

## 告 示

### 和歌山県告示第1123号

和歌山県伊都郡かつらぎ町大字三谷の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法(昭和26年法律第180号)第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成18年9月15日

和歌山県知事 木村良樹

- 1 調査を行った者の名称  
和歌山県伊都郡かつらぎ町
- 2 調査を行った時期  
平成16年4月20日から平成18年7月7日まで

- 3 成果の名称  
和歌山県伊都郡かつらぎ町大字三谷の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域  
和歌山県伊都郡かつらぎ町大字三谷の一部地区
- 5 認証年月日  
平成18年9月4日

### 和歌山県告示第1124号

和歌山県紀の川市中三谷・西三谷の各一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法(昭和26年法律第180号)第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成18年9月15日

和歌山県知事 木村良樹

- 1 調査を行った者の名称  
和歌山県紀の川市
- 2 調査を行った時期  
平成16年4月21日から平成18年3月22日まで
- 3 成果の名称  
和歌山県紀の川市中三谷・西三谷の各一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域  
和歌山県紀の川市中三谷・西三谷の各一部地区
- 5 認証年月日  
平成18年9月4日

### 和歌山県告示第1125号

和歌山県有田郡有田川町大字生石の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法(昭和26年法律第180号)第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成18年9月15日

和歌山県知事 木村良樹

- 1 調査を行った者の名称  
和歌山県有田郡有田川町
- 2 調査を行った時期  
平成16年5月1日から平成18年3月6日まで
- 3 成果の名称  
和歌山県有田郡有田川町大字生石の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域

和歌山県有田郡有田川町大字生石の一部地区

- 5 認証年月日  
平成18年9月4日

和歌山県告示第1126号

和歌山県有田郡有田川町大字長谷川の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法(昭和26年法律第180号)第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成18年9月15日

和歌山県知事 木村良樹

- 1 調査を行った者の名称  
和歌山県有田郡有田川町
- 2 調査を行った時期  
平成16年5月1日から平成18年3月6日まで
- 3 成果の名称  
和歌山県有田郡有田川町大字長谷川の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域  
和歌山県有田郡有田川町大字長谷川の一部地区
- 5 認証年月日  
平成18年9月4日

和歌山県告示第1127号

和歌山県有田郡有田川町大字西ヶ峯の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法(昭和26年法律第180号)第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成18年9月15日

和歌山県知事 木村良樹

- 1 調査を行った者の名称  
和歌山県有田郡有田川町
- 2 調査を行った時期  
平成16年5月1日から平成18年3月6日まで
- 3 成果の名称  
和歌山県有田郡有田川町大字西ヶ峯の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域  
和歌山県有田郡有田川町大字西ヶ峯の一部地区
- 5 認証年月日  
平成18年9月4日

和歌山県告示第1128号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。)第167条の5第1項の規定に基づき、計画型地理情報システムWeb-GIS機能追加並びに計画型地理情報システムの運用支援及び保守業務委託に係る一般競争入札に参

加する者に必要な資格及びその資格審査の申請方法を次のように定める。

平成18年9月15日

和歌山県知事 木村良樹

- 1 入札に付する事業  
計画型地理情報システムWeb-GIS機能追加並びに計画型地理情報システムの運用支援及び保守業務
- 2 資格審査申請書類及びその配布方法等
- (1) この一般競争入札の参加資格の申請に必要な書類は、次のとおりとする。
- ア 競争入札資格審査申請書
- イ 7の(4)に掲げる名簿に登録されたときの競争入札参加資格審査結果通知書の写し
- ウ 委任状(申請者が代理人を選任した場合)
- エ 和歌山県が示す仕様書に対する提案書
- (2) (1)のア及びウに掲げる申請書類の用紙については、県で定めるものとし、和歌山県が示す仕様書及びこれらの用紙は、平成18年9月15日(金)から平成18年9月22日(金)までの和歌山県の休日を定める条例(平成元年和歌山県条例第39号)に規定する県の休日を除く、毎日午前10時から午後4時までの間に、5に掲げる場所で配布を行う。
- (3) (1)に掲げる申請書類について質問がある者は、3に掲げる資格審査説明会において質問を行うものとし、その後は、平成18年9月29日(金)午後4時までの間に和歌山県企画部IT推進局情報システム課に対して書面等(ファクシミリを含む。)により行うものとする。
- 3 資格審査説明会の場所及び日時
- (1) 場所  
和歌山市雑賀屋町1番地  
和歌山県企画部IT推進局情報システム課
- (2) 日時  
平成18年9月19日(火)午後1時30分から
- 4 資格審査申請書類の受付期間及び受付場所  
平成18年9月19日(火)から平成18年9月29日(金)までの和歌山県の休日を定める条例(平成元年和歌山県条例第39号)に規定する県の休日を除く日の毎日午前10時から午後4時までの間に5で掲げる場所で受け付ける。
- 5 資格審査申請書類の配布の場所  
和歌山県企画部IT推進局情報システム課  
和歌山市雑賀屋町1番地  
郵便番号 640-8249  
電話番号 073-441-2404  
(FAX 073-428-1136)
- 6 申請書類に使用する言語  
申請書類に使用する言語は、日本語とする。
- 7 入札参加者の資格

この一般競争入札に参加できる者は、平成18年9月15日(金)現在において、次の要件を満たしている者とする。

- (1) 自治法令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) 自治法令第167条の4第1項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。
- (3) 和歌山県が行う指名競争入札に関する指名を停止されていない者であること。
- (4) 情報システムの契約に係る一般競争入札及び指名競争入札参加者の資格等に関する要綱(平成16年和歌山県告示第1369号)に基づく競争入札の参加資格に関する知事の審査を受け、入札参加資格を有すると認められ、競争入札参加有資格者名簿の登録区分「システム分析・開発」に登録されている者であること。
- (5) 国税、県税及び市町村税に未納がない者であること。
- (6) 2の(1)のエに掲げる提案書について、和歌山県の示す仕様を満足するものを提出した者であること。

8 資格審査の結果通知

資格審査申請者には、競争入札参加資格結果通知書により平成18年10月6日(金)までに通知する。

9 競争参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

- (1) 競争参加資格がないと認められた者は、本県に対してその理由について説明を求めることができる。
- (2) (1)の説明は、平成18年10月10日(火)までに書面により求めるものとする。
- (3) (2)の書面は、持参又は書留郵便により提出するものとする。
- (4) 説明に対する回答については、平成18年10月16日(月)までに当該説明を求めた者に対して書面により行うものとする。

(5) (2)の書面の提出先は、5に掲げる場所とする。

和歌山県告示第1129号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定により指定した医療機関から廃止の届出があったので、同法第55条の2の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成18年9月15日

和歌山県知事 木村良樹

指定番号	名称	所在地	廃止年月日
西薬9-10	清水薬局	西牟婁郡白浜町813-3	平成18.7.30

和歌山県告示第1130号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定により医療機関を指定したので、同法第55条の2の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成18年9月15日

和歌山県知事 木村良樹

指定番号	名称	所在地	指定年月日
西薬20-18	清水薬局	西牟婁郡白浜町911-13	平成18.8.1

和歌山県告示第1131号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2の規定により介護機関を指定したので、同法第55条の2の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成18年9月15日

和歌山県知事 木村良樹

申請者の名称	主たる事務所の所在地	指定事業所の名称	指定事業所の所在地	サービスの種類	指定年月日
和歌山高齢者生活協同組合	和歌山市中之島782	ケアセンターおたっしゃ 倶楽部伊都・橋本事業所	橋本市高野口町伏原951	介護予防訪問介護	平成18.4.1
社会福祉法人平成福祉会	海南市下津町丸田1111-1	かぐのみ苑ホームヘルプサービス	海南市下津町丸田221	介護予防訪問介護	平成18.4.1
社会福祉法人紀美野町社会福祉協議会	海草郡紀美野町下佐々1408-4	社会福祉法人紀美野町社会福祉協議会美里訪問介護事業所	海草郡紀美野町神野市場226-1	介護予防訪問介護	平成18.8.1
有限会社真ごころ	有田市宮原町滝川原452	真ごころ	有田市宮原町滝川原58-1	介護予防訪問看護	平成18.7.1
社会福祉法人守皓会	有田市宮崎町911	特別養護老人ホーム田鶴苑	有田市宮崎町911	認知症対応型通所介護・介護予防訪問介護・介護予防通所介護・介護予防短期入所生活介護・介護予防防認	平成18.4.1

				知症対応型通所介護	
社会福祉法人広川町社会福祉協議会	有田郡広川町広1500	広川町地域包括支援センター	有田郡広川町広1500	地域包括支援	平成18.4.1
社会福祉法人平成福祉会	海南市下津町丸田1111-1	かぐのみ苑湯浅グループホーム	有田郡湯浅町湯浅2032-1	介護予防認知症対応型通所介護	平成18.4.1
医療法人殿田会	岩出市清水311-1	介護老人保健施設やすらぎ苑	岩出市清水311-1	通所リハビリテーション・短期入所療養介護・介護予防通所リハビリテーション・介護予防短期入所療養介護	平成18.4.1
社会福祉法人皆楽園	岩出市西国分668	皆楽園打田ケアプランセンター	紀の川市上野5-3	居宅介護支援	平成18.4.1
有限会社エス・オー・イー	田辺市下三栖1471-10	さくらホームヘルプサービス	田辺市下三栖1471-10	訪問介護・介護予防訪問介護	平成18.8.22
社会福祉法人すさみ町社会福祉協議会	西牟婁郡すさみ町周参見4133	すさみ町地域包括支援センター	西牟婁郡すさみ町周参見4133	地域包括支援	平成18.4.1
社会福祉法人新宮市社会福祉協議会	新宮市野田1-1	社会福祉法人新宮市社会福祉協議会	新宮市新町3-2-4 新宮ステーション	訪問介護・訪問入浴介護・訪問看護・居宅介護支援・介護予防訪問介護・介護予防訪問看護	平成18.7.19
橋本市	橋本市東家1-1-1	橋本市地域包括支援センター	橋本市東家1-3-8	地域包括支援	平成18.4.1
医療法人天竹会	海南市重根11-1	天寿苑	海草郡紀美野町下佐々385-1	訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション	平成18.4.1
有限会社メディカル・ギア・エクウィPMENT	紀の川市桃山町最上1206-7	デイサービスセンターこんにちは	橋本市高野口町応其36	介護予防通所介護	平成18.4.1

和歌山県告示第1132号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の30第1項の規定に基づく指定調査機関の名称の変更について、次のとおり届出があったので、介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第37条の4第3項の規定に基づき告示する。

平成18年9月15日

和歌山県知事 木村良樹

変更前	変更後	変更年月日
特定非営利活動法人呆け老人をかかえる家族の会 和歌山	特定非営利活動法人認知症の人と家族の会	平成18.7.21

和歌山県告示第1133号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課

において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成18年9月15日

和歌山県知事 木村良樹

- 道路の種類 一般県道
- 路線名 中芳養南部線

区間	新旧の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル	備考 メートル
日高郡みなべ町東吉田字田辺ヶ坪608番地先から同町東吉田字妙堂684番地先まで	旧	11.20 } 14.30	112.00	うの橋 L=9.00
同上	新	11.20 } 14.30	112.00	うの橋 L=9.00

同上	新	8.40 } 11.20	140.00	仮橋	L=9.54
----	---	--------------------	--------	----	--------

和歌山県告示第1134号

平成18年和歌山県告示第1133号（道路の区域変更）で告示した新道路は、平成18年9月15日から供用を開始し、旧道路は、同日から供用を廃止する。

平成18年9月15日

和歌山県知事 木村良樹

和歌山県告示第1135号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第22条第1項の規定により、次のとおり公有水面埋立ての埋立てに関する工事のしゅん功を認可した。

なお、同条第3項の規定により、関係図書を広川町役場において告示の日から起算して10年を経過する日まで閲覧に供する。

平成18年9月15日

和歌山県知事 木村良樹

1 しゅん功認可を受けた者

- (1) 所在地 和歌山県有田郡広川町大字広1500番地
- (2) 名称 広川町
- (3) 代表者住所 和歌山県有田郡広川町大字広524番地の3
- (4) 代表者氏名 広川町長 白倉充

2 埋立区域

(1) 位置

和歌山県有田郡広川町大字唐尾字樋之尻1147番地6の地先公有水面

(2) 区域

次の1の地点と2の地点を直線で結んだ線、2の地点と3の地点を結ぶ平成16年秋分の満潮位（DL+1.63メートル）における公有水面と既設工作物との境界線及び3の地点と1の地点を結ぶ昭和55年2月1日付け和歌山県指令港第417号の免許に係る埋立ての埋立区域と公有水面との境界線（DL+1.74メートルにより決定）により囲まれた区域

1の地点 唐尾港北防波堤灯台（北緯34度00分30秒、東経135度08分32秒）から236度15分19秒140.40メートルの地点

2の地点 1の地点から314度43分35秒20.77メートルの地点

3の地点 2の地点から224度45分52秒15.46メートルの地点

(3) 面積

324.38平方メートル

- 3 公有水面埋立免許の年月日及び番号  
平成17年9月30日 17和歌山県指令漁第64号
- 4 しゅん功認可年月日  
平成18年9月6日

公 告

入 札 公 告

計画型地理情報システムWeb-GIS機能追加並びに計画型地理情報システムの運用支援及び保守業務委託について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

平成18年9月15日

和歌山県知事 木村良樹

1 一般競争入札に付する事項

- (1) 事業年度  
平成18年度
- (2) 調達役務の名称及び数量  
計画型地理情報システムWeb-GIS機能追加並びに計画型地理情報システムの運用支援及び保守業務委託 1式
- (3) 調達役務の仕様等  
入札説明書による。
- (4) 納入場所  
和歌山市湊通丁北一丁目 和歌山県分庁舎内  
和歌山県企画部 I T 推進局情報システム課
- (5) 履行期間  
契約締結日から平成19年3月31日まで

2 一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項  
平成18年和歌山県告示第1128号に規定する計画型地理情報システムWeb-GIS機能追加並びに計画型地理情報システムの運用支援及び保守業務委託に係る一般競争入札参加資格を有すること。

3 契約条項を示す場所及び日時

- (1) 場所  
和歌山市雑賀屋町1番地 和歌山県土地改良会館3階  
和歌山県企画部 I T 推進局情報システム課
- (2) 日時  
平成18年9月15日（金）から平成18年9月22日（金）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）に規定する県の休日を除く、毎日午前10時から午後4時まで

4 入札説明書を交付する場所及び日時等

- (1) 入札説明書を交付する場所及び日時は、次のとおりとする。  
ア 場所  
3の(1)に同じ。  
イ 日時

3の(2)に同じ。

(2) (1)の規定により交付する入札説明書に対して質問のある者は、5に掲げる事業説明会において質問を行うものとし、その後は、平成18年9月29日(金)午後4時までの間に和歌山県企画部IT推進局情報システム課に対して書面等(ファクシミリを含む。)により行うものとする。

#### 5 事業説明会の場所及び日時

##### (1) 場所

3の(1)に同じ。

##### (2) 日時

平成18年9月19日(火)午後1時30分から

#### 6 一般競争入札執行の場所及び日時等

(1) 一般競争入札の執行の場所及び日時は、次のとおりとする。

##### ア 入札場所

3の(1)に同じ。

##### イ 入札日時

平成18年10月19日(木)午後1時30分から

##### ウ 開札場所

アに同じ。

##### エ 開札日時

イに同じ。

(2) 前項の入札の執行に当たっては、入札参加者は、本県より競争入札の参加資格があることを確認された旨の通知書の写しを持参することとする。

(3) 郵便による入札書の提出を行う者は、書留郵便により競争入札の参加資格があることを確認された旨の通知書の写しを同封の上、平成18年10月19日(木)午前9時30分までに和歌山県企画部IT推進局情報システム課へ必着するように行わなければならない。

#### 7 入札方法

落札者決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

#### 8 入札保証金に関する事項

(1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もる契約金額の100分の5以上の額の入札保証金を納付しなければならない。

(2) 入札保証金は、落札者のものを除き入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約を締結しない場合を除き契約締結後還付し、又は納付すべき契約保証金に充当することができる。

(3) 入札保証金の納付の方法、納付の免除等は、自治法令第167条の7及び和歌山県財務規則(昭和63年和歌山県規則第28号)第85条から第88条までの規定の定めるところによる。

#### 9 契約保証金に関する事項

(1) 契約を締結する者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。

(2) 契約保証金の納付の方法、納付の免除、還付等は、自治法令第167条の16及び和歌山県財務規則第92条から第95条までの規定に定めるところによる。

#### 10 入札の無効

本公告に示した競争入札に参加資格のない者及び競争入札参加資格の確認について虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札説明書に記載する無効な入札に該当する入札は、無効とする。

なお、本県より競争入札参加資格のある旨確認された者であっても、確認の後、指名停止措置を受けて指名停止期間中である者等入札時点で2に規定する資格のない者のした入札は、無効とする。

#### 11 入札執行方法の細目

(1) 入札の要件の細目については、入札説明書に記載するとおりとする。

(2) この入札の開札には、和歌山県企画部IT推進局情報システム課の職員が立ち会うものとする。

(3) 落札者の決定は、和歌山県財務規則第102条の規定に基づく予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。

(4) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、この者に代わって当該入札事務に関係のない和歌山県企画部IT推進局情報システム課の職員にくじを引かせるものとする。

(5) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに、再度の入札を行う。この場合において、入札の回数は、最初の入札を含め3回までとする。

(6) 第1回の入札において落札者が決定しなかった場合において、郵便による入札を行った者で6の(1)に規定する日時に入札の場所に出席していない者は、第2回以降の入札には、参加できないものとする。

#### 12 契約書の要否

要

#### 13 契約の締結に関する和歌山県議会の議決の要否

否

#### 14 その他

(1) この入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地は、次のとおりとする。

ア 名称

和歌山県企画部 I T 推進局情報システム課

イ 所在地

和歌山市雑賀屋町1番地

郵便番号 640-8249

電話番号 073-441-2404

ファクシミリ番号 073-428-1136

(2) この入札及び契約の手續において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする

公 告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告する。

平成18年9月15日

和歌山県知事 木村良樹

開発区域又は工区に含まれる地域の名称	西牟婁郡上富田町朝来字小黒水3240-2の一部、3240-3の一部、3318-4の一部、3318-5の一部、3319-1の一部、3342-1の一部、3342-2の一部、3343-1、3343-2の一部、3345-2、3346、3347、3348、3349、3351、3352、3353、3353-1、3353-2、3353-3、3353-4の一部、3354、3355-2、3355-3、3358-1の一部、3359の一部、3359-1、3360の一部、3361、3362、3363-1、3363-2、3363-3、3364、3364-2、3365の一部、3366、3369、3370の一部、3372の一部、3373の一部、3374の一部、3375の一部、3393-5の一部、3393-6の一部、里道、水路 西牟婁郡上富田町朝来字荒堀3398の一部、3398-1、3399、3412-6の一部、3413-2、3413-3、3415、3416-1、3417の一部、3418、3418-1、3419、3419-1、3419-2、3421-1、3421-2、3421-3、3421-4、3421-5、3422-1、3422-2、3423、3423-1、3423-2、3423-3、3424-1、3424-7、3424-8、3424-9、3424-10、3424-11、3424-12、3424-13、3424-14、3424-15、3425の一部、3426、3427、3428、3429、3429-1、3430-9の一部、3459-5の一部、里道、水路
許可を受けた者の住所及び氏名	西牟婁郡上富田町朝来763番地 上富田町長 小出隆道

監 査 公 表

和歌山県監査公表第24号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第4項及び第7項の規定により、平成18年7月27日に実施した監査の結果を、同条第9項の規定により次のとおり公表する。

平成18年9月15日

和歌山県監査委員 垣 平 高 男  
和歌山県監査委員 築 野 富 美  
和歌山県監査委員 門 三 佐 博

和歌山県監査委員 小 原 泰

1 監査対象機関及び監査実施年月日

監 査 対 象 機 関 名	監査実施年月日
和歌山県立文書館	平成18年7月27日
和歌山県環境衛生研究センター	"
和歌山県女性相談所	"
和歌山県立図書館	"
和歌山県立近代美術館	"
和歌山県立紀伊風土記の丘	"
和歌山県立和歌山西高等学校	"
和歌山県立和歌山北高等学校	"
和歌山県立和歌山高等学校	"
和歌山県立向陽高等学校・中学校	"
和歌山県立桐蔭高等学校	"
和歌山県立和歌山東高等学校	"
和歌山県立和歌山工業高等学校	"
和歌山県立和歌山商業高等学校	"
和歌山県立海南高等学校	"
和歌山県立大成高等学校	"
和歌山県立青陵高等学校	"
和歌山県立和歌山第二工業高等学校	"
和歌山県立陵雲高等学校	"
和歌山県立和歌山盲学校	"
和歌山県立和歌山ろう学校	"
和歌山県立紀伊コスモス養護学校	"
和歌山県立紀北養護学校	"
和歌山県和歌山東警察署	"
和歌山県和歌山西警察署	"
和歌山県海南警察署	"
社会福祉法人和歌山県福祉事業団 和歌山県立有功ヶ丘学園	"

2 監査の結果

上記の機関においては、事務の執行は、適正であると認められた。

なお、改善を要すると認められた軽微な事項については、その都度注意を行った。

和歌山県監査公表第25号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第4項の規定により、平成18年8月2日及び7日に実施した監査の結果を、同条第9項の規定により次のとおり公表する。

平成18年9月15日

和歌山県監査委員 垣 平 高 男  
和歌山県監査委員 築 野 富 美  
和歌山県監査委員 門 三 佐 博  
和歌山県監査委員 小 原 泰

1 監査対象機関及び監査実施年月日

監 査 対 象 機 関 名	監査実施年月日
海草振興局総務室	平成18年8月2日
海草振興局健康福祉部	"
海草振興局産業振興部	"
海草振興局建設部	"
和歌山県立博物館	"
和歌山県立自然博物館	"
和歌山県消防学校	平成18年8月7日

和歌山県税事務所	〃
和歌山県動物愛護センター	〃
和歌山県消費生活センター	〃
和歌山県男女共生社会推進センター	〃
和歌山県立仙溪学園	〃
和歌山県子ども・障害者相談センター	〃
和歌山県工業技術センター	〃
和歌山県立和歌山高等技術専門学校	〃
和歌山下津港湾事務所	〃
和歌山県立星林高等学校	〃
和歌山県和歌山北警察署	〃

年度末で約1,366万円となり、前年度に比べ約437万円増加している。

このうち、現年度分の未収金については、平成16年度末で約64万5千円であったものが、平成17年度末では約478万7千円と大幅に増加している。

このため、債務者に対する指導を行い、未収金の減少に一層努力されたい。

(2) 上記以外の機関においては、事務の執行は、適正であると認めた。

なお、改善を要すると認められた軽微な事項については、その都度注意を行った。

2 監査の結果

(1) 懸案・改善事項

海草振興局健康福祉部

母子寡婦福祉資金貸付金の未償還金については、平成17年度で約661万円の未収金となっている。未収金は伸び率、増加率がやや減ったものの、年々増加傾向にあり、前年度末に比し約29万円の増加となっている。

今後とも、新規未償還金の発生防止のために貸付時における償還指導の徹底を図るとともに、過年度未償還金についても、本人の償還が困難な場合は、連帯借主や連帯保証人にも償還を依頼し、引き続き厳格かつ組織的な債権管理に努められたい。

和歌山県税事務所

県税の未収金については、組織的な体制の整備を図り滞納整理に努力された結果、平成17年度末における収入未済額（個人県民税を除く。）は約9億3,162万円と前年度末に比べ、約8,961万円の減少となった。

今後とも、継続的な交渉や資産調査の徹底等により滞納者の現況把握に努め、特に高額滞納者に対する優先的な取組に重点を置くなど滞納整理の強化を図るとともに、個人県民税の未収金（大口で悪質なもの）については、地方税法第48条の規定に基づく県の直接徴収を継続実施する等、収入未済額の縮減に向け一層努力され、県税収入の確保に努められたい。

和歌山県子ども・障害者相談センター

児童福祉施設負担金の収入未済額は、不納欠損処分した結果、平成18年5月末現在で約2,851万円となり、前年度と比べ約397万円減少しているが、依然として未収金が多額に上っている。

今後、新規の未収金の発生を防止するため、入所時における納入指導の徹底を一層図るとともに、過年度分の未収金については未納者の実態把握に努め、引き続きより一層の債権管理に努められたい。

和歌山下津港湾事務所

港湾施設使用料等の未収金については、平成17